

富士見市男女共同参画プラン（第４次）中間見直し版の策定について

1 現行計画

- ① 本プラン（第４次）は、「男女共同参画社会基本法」第１４条第３項及び「富士見市男女共同参画推進条例」第１０条第１項に基づき、本市の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画で、令和３年４月に策定。
- ② 計画期間：令和３年度から令和１２年度（１０年間）
- ③ 本プラン（第４次）は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（ＤＶ防止法）」第２条の３第３項に基づく「市町村基本計画」となる「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画（ＤＶ防止基本計画）」として位置づけています。
- ④ 本プラン（第４次）は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第６条第２項に基づく「市町村基本計画」となる「女性の職業生活における活躍の推進に関する計画（女性活躍推進計画）」として位置づけています。
- ⑤ 持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の理念である「誰一人取り残さない」社会の構築を目指し、策定しています。
- ⑥ 計画の構成
 - ・ 基本目標
 - ・ 主要課題
 - ・ 施策の方向
 - ・ 具体的な取り組み（１０１の取り組み）



基本目標

I 男女共同参画社会を進める意識づくり

性別にかかわらず、すべての人が尊重され、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現のため、固定的な性別役割分担意識の解消に取り組めます。



II 男女の人権を尊重したまちづくり

一人ひとりが互いの人権及び多様性を尊重し合い、その人らしく生きていくことができるよう、家庭・学校・職場・地域等におけるあらゆるハラスメント防止に取り組めます。
また、生涯にわたる心身ともに健康で暮らすため、男女ともに生命の尊厳や性に関する知識を身につけ、自覚と責任をもって行動できるよう、「生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利」の理念を推進します。



III 配偶者・パートナー等からの暴力のないまちづくり

配偶者やパートナーなどの親しい間柄であっても、暴力は重大な人権侵害です。身体的暴力だけでなく、精神的・経済的な暴力等もDV(ドメスティック・バイオレンス)であることを周知し、相談窓口の充実を図ります。

IV あらゆる分野に男女共同参画できる環境づくり

政治・職場・地域社会などのあらゆる分野において、男女がともに責任を担いつつ、多様な意見を政策等に反映させるため、政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。
また、すべての人に大切なワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進のため、職業生活と家庭生活(家事・育児・介護・趣味・地域活動等)を両立できるよう、支援の充実を図ります。

V 地域における男女共同参画のまちづくり

幅広い世代や多様な地域住民が、それぞれの立場やライフスタイルに応じて、地域の活動に参画できる機会や環境づくりを進めます。
また、災害時には、女性や高齢者、子ども等、多様なニーズに配慮した避難所の運営や支援が必要なため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大します。

主要課題

男女共同参画のための意識改革



一人ひとりの人権が尊重された地域社会
生涯にわたる性と生殖に関する
健康と権利の尊重
多様な性・多様な生き方を
認める意識の醸成

暴力根絶のための意識啓発



政策・方針決定過程への女性の参画拡大
ワーク・ライフ・バランス
(仕事と生活の調和)の推進



市民との協働による男女共同参画の推進



施策の方向

- (1) 男女共同参画のための意識啓発
- (2) 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

- (1) ハラスメントを許さない意識づくり
- (2) ハラスメントに関する相談ができる体制づくり
- (1) 男女が互いの性を理解、尊重するための意識啓発
- (2) 生涯にわたる健康づくりの支援

- (1) 多様な性への理解促進
- (2) 多様な性に関する相談ができる体制づくり

- (1) 配偶者・パートナー等からの暴力の防止に向けた意識啓発
- (2) 支援体制の充実

※基本目標Ⅲは、DV防止法に基づく市町村計画として位置づけられます。

- (1) 審議会等への女性の参画拡大
- (2) 女性の参画促進に向けた人材の育成

- (1) 男女がともに働きやすい環境づくり
- (2) 仕事と子育て・介護の両立支援

※基本目標Ⅳは、女性活躍推進法に基づく市町村計画として位置づけられます。

- (1) 男女共同参画の視点に立った地域活動の推進
- (2) 男女共同参画の視点に立った防災体制の充実



2 現行計画の評価指標の現状値（令和元年度～令和5年度）

No	関連 No.	基本的施策の内容	指 標	プラン策定時	令和2年度	令和3年度	令和4年度	現状値	目標値	担当課
				令和元年度				令和5年度	令和7年度	
1	2	男女共同参画推進のための意識啓発	講演会・セミナー等参加者数累計	258名	-	-	63名	238名	250名以上	人権・市民相談課
2	5	男女共同参画の視点に立った表現の浸透	メディア・リテラシーに関する啓発	1回	1回	0回	1回	1回	1回以上	
3	7	男女共同参画の意識に関する調査・研究	市民意識調査における「男女共同参画の社会づくり」への取り組みに対する満足度	40.7%	-	46.1%	-	28.5% (Webモニターアンケート) ※令和5年度	増加	
4			市民意識調査における「男女共同参画の社会づくり」への取り組みに対する重要度	70.7%	-	-	-	90.2% (Webモニターアンケート) ※令和5年度	増加	
5			男女共同参画に関する市民意識調査における「男女の地位が平等となっている」と感じている市民の割合	22.3%	-	22.8% (Webモニターアンケート) ※2年度	-	24.5% (Webモニターアンケート) ※令和5年	30%	
6			「富士見市男女共同参画推進条例」を知っている市民の割合	7.6%	-	-	-	9.8% (Webモニターアンケート) ※令和5年	15.2%	
7			「富士見市男女共同参画プラン」を知っている市民の割合	4.2%	-	-	-	10.5% (Webモニターアンケート) ※令和5年	8.4%	
8	45	配偶者・パートナー等からの暴力防止のための意識啓発と環境整備	配偶者・パートナー等からの暴力防止に関する啓発	1回	1回 0回 1回	1回 0回 1回	1回 1回 1回	1回 1回 1回	1回以上	人権・市民相談課 生涯学習課 学校教育課
9	52 53	市政への男女共同参画の推進	各種審議会等における女性の委員の割合	31.8%	31.6%	31.6%	32.9%	31.1%	40%	協働推進課
10			女性の委員が含まれる審議会の割合	95.6%	95.7%	92.1%	92.1%	90.9%	100%	協働推進課
11			市役所の管理職（副課長級以上）の女性職員の割合	19.5%	20.0%	20.3%	18.7%	19.4%	25%	職員課
12	56	女性の活躍の場の提供	人材バンクにおける女性の登録者の割合	51.7%	49.5%	50.5%	50.2%	53.2%	50%維持	生涯学習課
13	70	事業者としての市の取り組み	市役所の男性職員の育児休業取得率	40%	53.8%	57.7%	81.8%	72.7%	30%以上	職員課
14	75	保育施設の整備・充実	通常保育事業実施施設数（目標事業量）	32か所	32か所	32か所	33か所	33か所	33か所	保育課
15	78	子育て支援事業の充実	ファミリー・サポート・センターの提供会員・両方会員の合計数	226人	-	200人	207人	208人	238人	子ども未来応援センター

3 具体的な取り組みの達成状況（令和5年度）

○ 101の取り組み・181事業

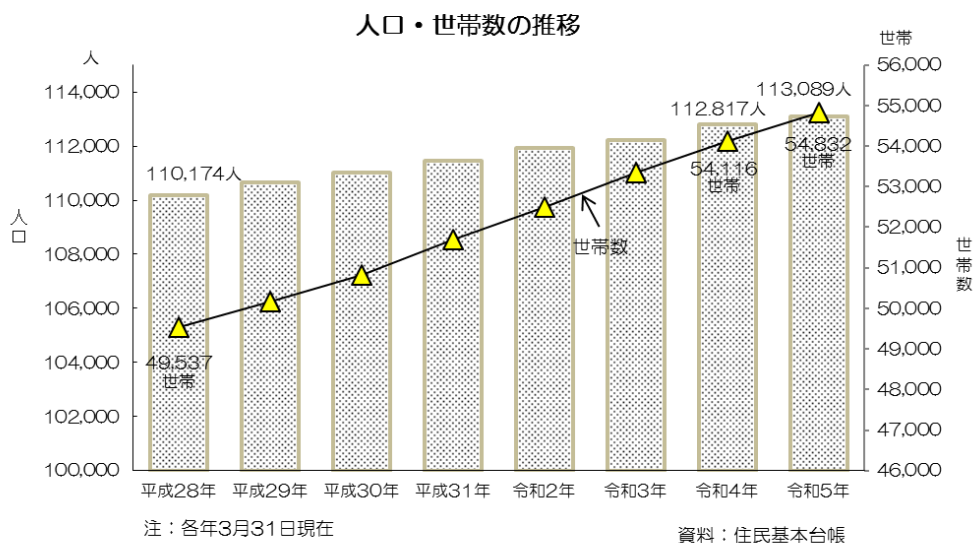
基本目標 達成度		基本目標Ⅰ	基本目標Ⅱ	基本目標Ⅲ	基本目標Ⅳ	基本目標Ⅴ
0	その他 (中止等)	0	0	0	0	0
1	未実施	0	0	0	0	0
2	実施した (課題あり)	1事業 (2.9%)	1事業 (2.3%)	1事業 (3.4%)	3事業 (5.1%)	1事業 (6.7%)
3	実施した (課の年度 目標を達成)	34事業 (97.1%)	42事業 (97.7%)	28事業 (96.6%)	56事業 (94.9%)	14事業 (93.3%)

4 本市における男女共同参画等の状況

(1) 人口推移

本市の人口（各年3月31日現在）は、年々微増傾向が続いており、令和5年3月末現在で113,089人となっています。

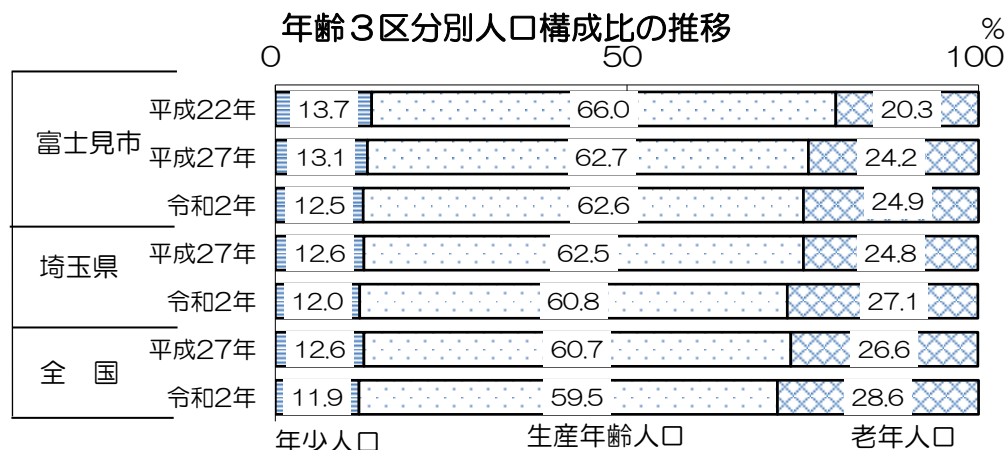
人口、世帯数ともに増加していますが、人口に比べて世帯数の伸びの方が大きくなっており、単身者世帯などが増加していることが推測されます。また、1世帯当たりの平均人員数は、令和5年現在、約2.06人です。



(2) 年齢構成

直近の国勢調査から、令和2年における全国の人口構成比をみると、年少人口（0～14歳）11.9%・生産年齢人口（15～64歳）59.5%・老年人口（65歳以上）28.6%となっています。老年人口の割合を、平成27年と比較すると、2ポイント増加し、高齢化の進行がみられます。

本市における令和2年の年少人口は、12.5%となっており、県平均を0.5ポイント、全国平均を0.6ポイント上回っており、本市の方が、総人口に子どもの占める比率が高いことが分かります。

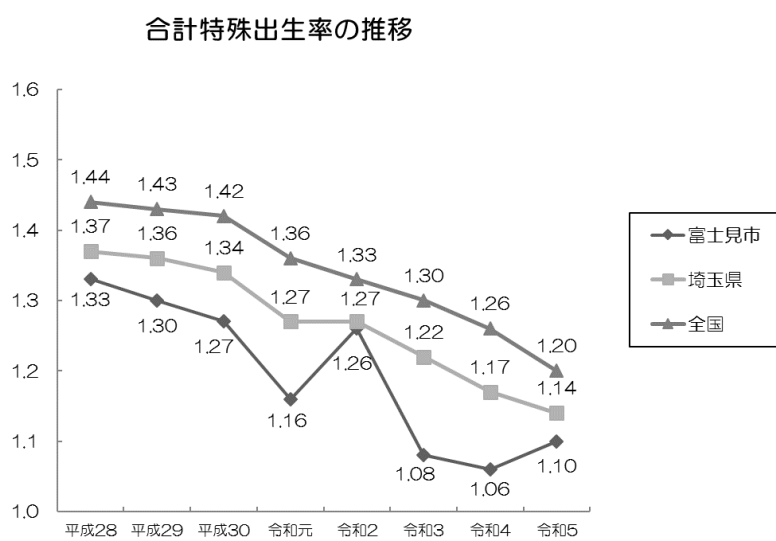


注：年齢不詳は除く

資料：国勢調査

(3) 少子化の推移

令和5年の本市における合計特殊出生率は、1.10で、国・県平均よりも下回っています。

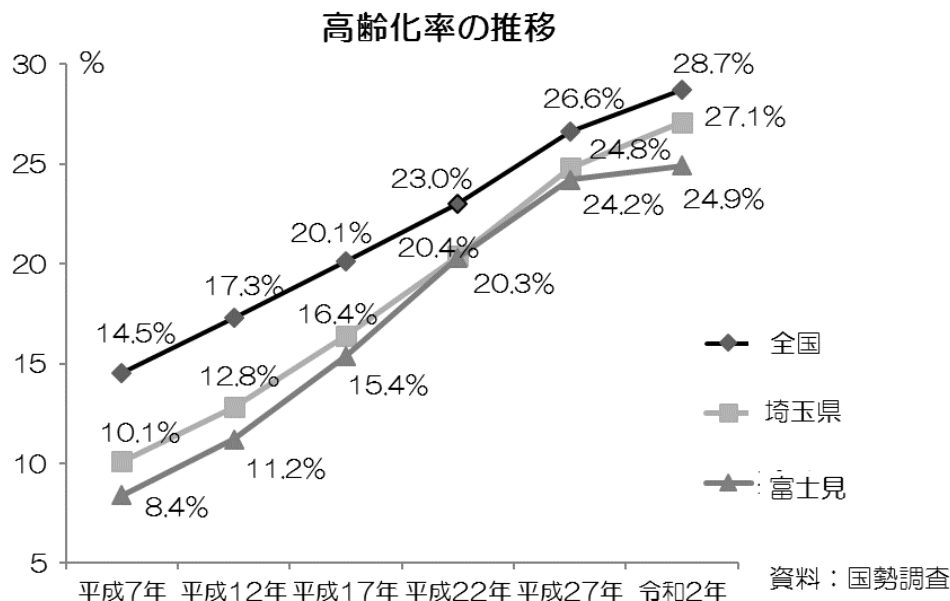


資料：埼玉県の合計特殊出生率

※合計特殊出生率…「15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、1人の女性がその年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子ども数に相当します。

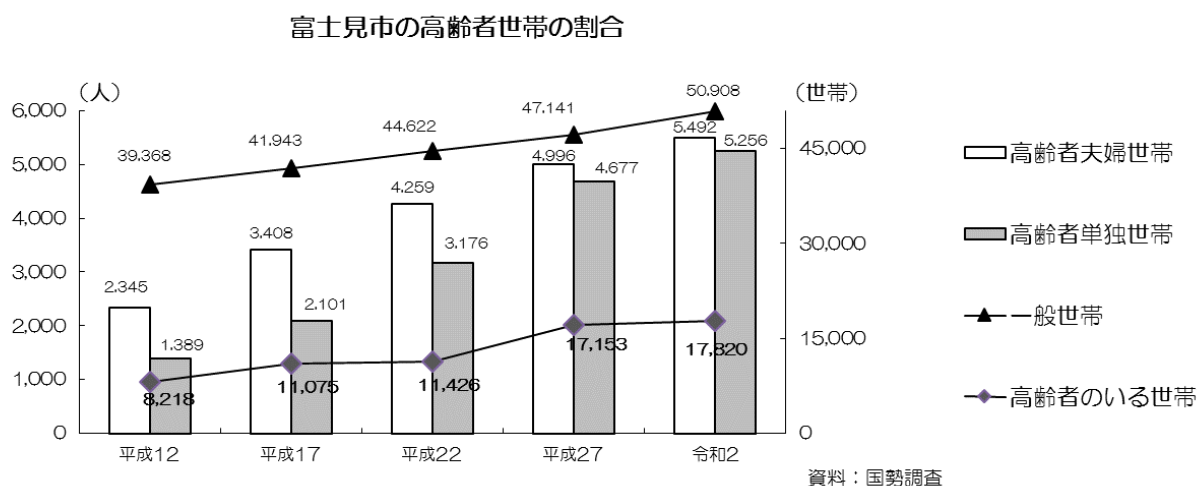
(4) 高齢化の推移

高齢化率（65歳以上の人口が全人口に占める割合）は、国・県平均よりも下回っていますが、国・県平均と同じく年々増加する傾向にあります。



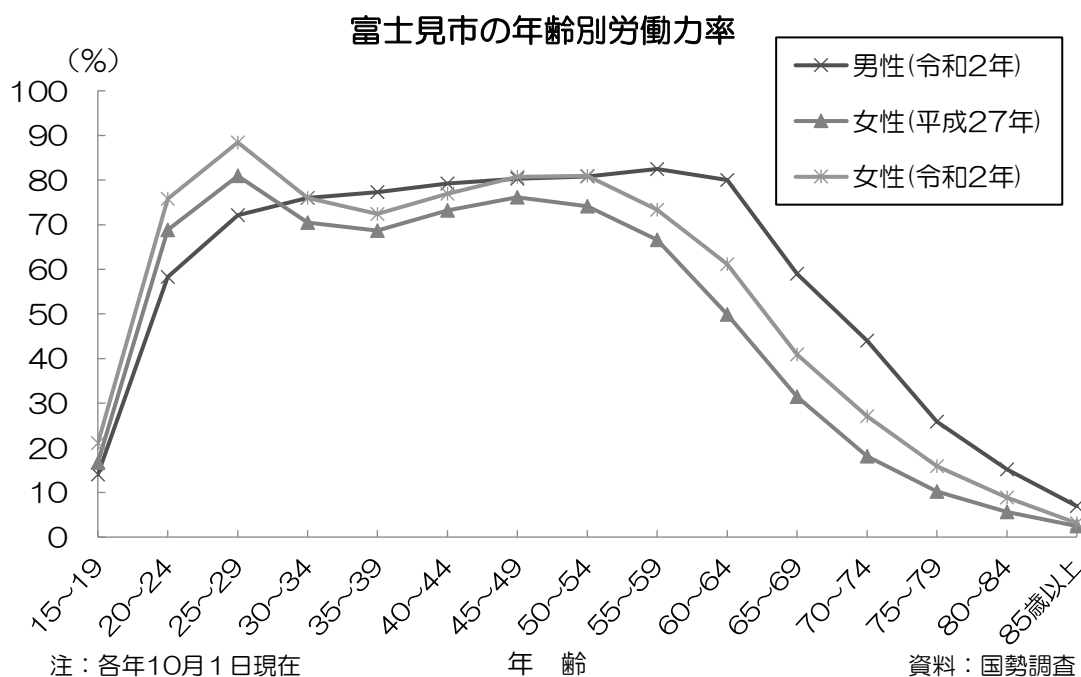
(5) 高齢者世帯の状況

65歳以上の高齢者のいる世帯が増加しています。一般世帯数に占める高齢者がいる世帯の割合は、令和2年には35.0%となっています。また、高齢者世帯の中でも、特に高齢者単独世帯の割合が大きく増加しています。



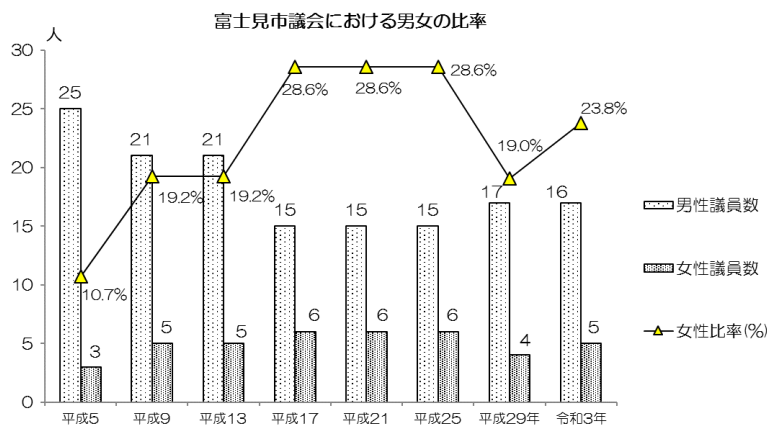
(6) 女性の年齢別労働力率

働く市民の割合は、男性は25～29歳の層で急に上がり、ほぼ横ばいで推移した後、65～69歳の所で急激に減少しています。また、女性の割合は、平成27年と令和2年とを比べてみると、平成27年国勢調査結果に比べて、労働力率が微増していることが分かります。また、働く女性の割合が30歳代でいったん低くなるいわゆる“M字曲線”がみられ、20歳代で働いていた女性が、子育て期とみられる30歳代で相当数仕事を離れていることが分かります。



(7) 市議会議員への女性の参画状況（改選時）

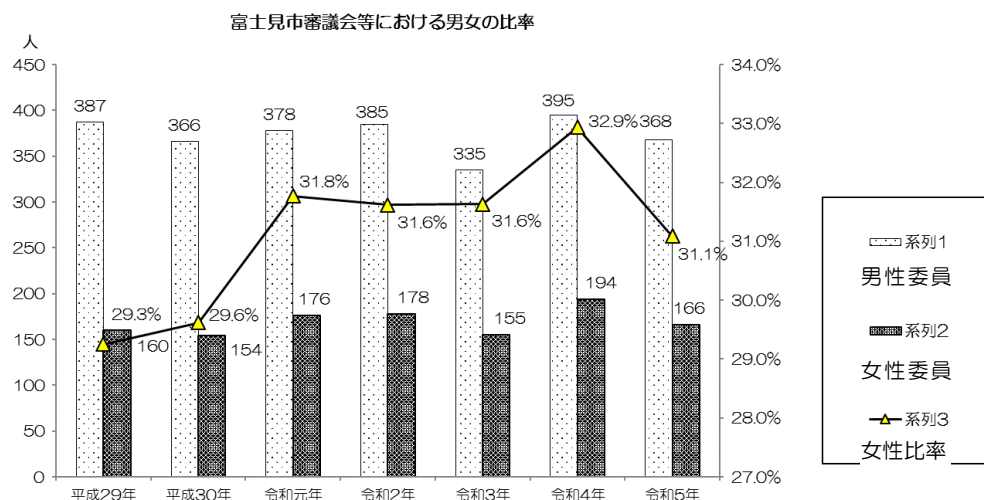
市議会議員に占める女性の割合は、令和3年の改選時で23.8%となっています。埼玉県議会における女性議員の割合の14.6%（令和3年8月1日現在）からみて高い参画率です。



（８）審議会等への女性の参画状況

本市の審議会等委員に占める女性の割合は、31.1%（令和5年10月1日現在）となっています。参考値として、埼玉県内市町村における女性委員の割合は、30.2%（令和5年4月1日現在*）となっています。

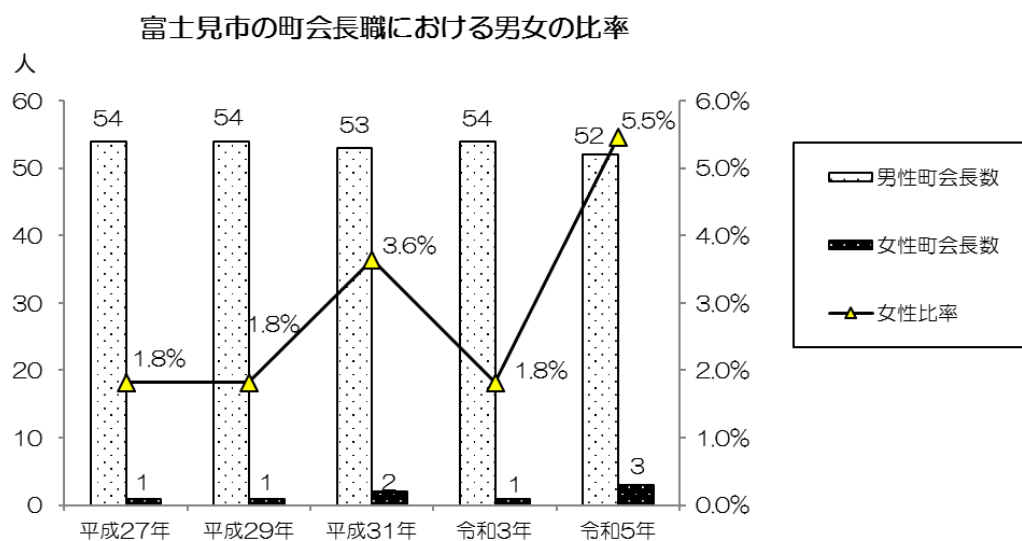
（*調査時点は原則として令和5年4月1日ですが、各市町村の事業により異なる場合があります。）



資料：埼玉県 令和5年度版 男女共同参画に関する年次報告 等

（９）町会における女性の参画状況

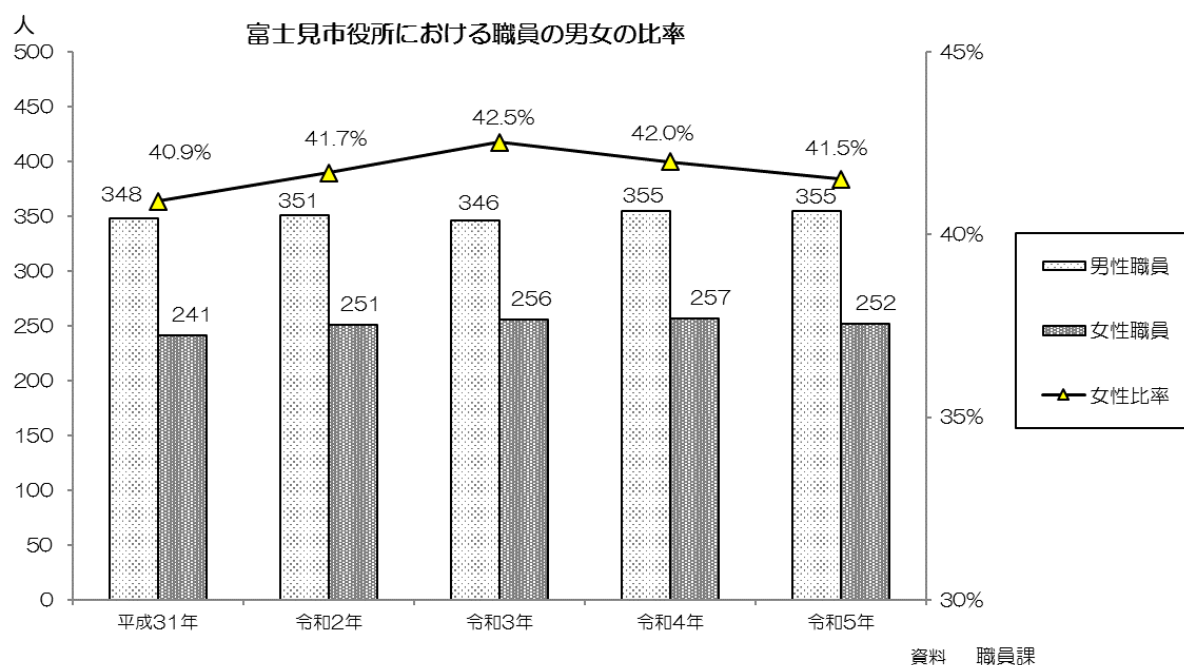
地域活動のリーダーである町会長に占める女性の人数は、令和元年の2人から令和3年に1人となりましたが、令和5年には3人に増加し、女性の参画率は、5.5%となっています（改選時）。（参考：埼玉県市町村における自治会長の平均は、5.9%（令和5年7月1日現在）。）



資料 協働推進課

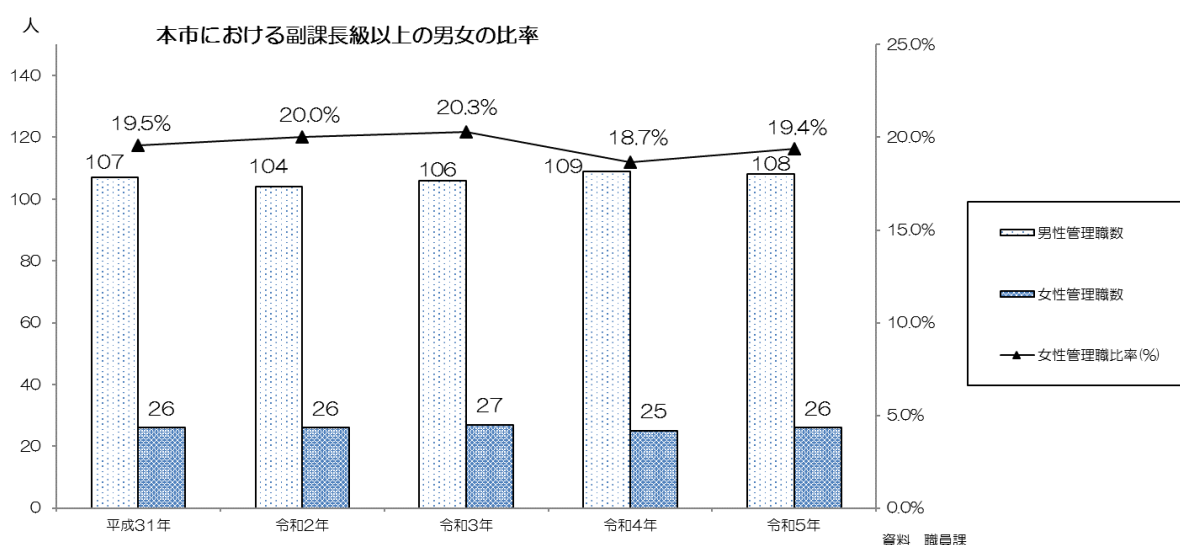
（１０）市役所における女性職員の割合

市役所における女性職員の割合は、４１．５％（令和５年４月１日現在）で、近年４割を超えています。埼玉県における女性職員の割合は、３４．３％（令和５年４月１日現在）であり、県内市町村の女性職員の割合は、４２．１％（令和５年４月１日）となっています。



（１１）市役所における管理職（副課長級以上）女性職員の割合

富士見市役所における女性管理職は２６人（令和５年４月１日現在）であり、副課長級以上の管理職の割合として１９．４％となっています。



5 第17回 富士見市民意識調査の結果

調査設計

- (1) 調査地域：富士見市全域
- (2) 調査対象：富士見市在住の満18歳以上の男女3,000人
- (3) 調査時期：令和6年8月2日～8月21日
- (4) 抽出方法：層化無作為抽出法
- (5) 調査方法：郵送調査

回収結果

配布数：3,000

回収数：1,221

回収率：40.7%

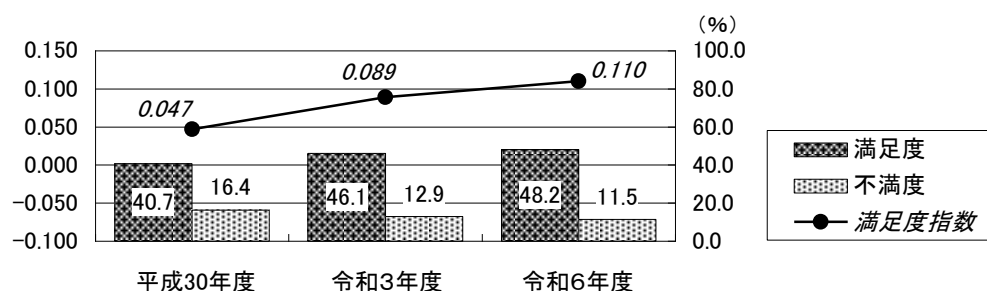
男女共同参画の推進

満足度	48.2%	不満度	11.5%	満足度指数	0.110
-----	-------	-----	-------	-------	-------

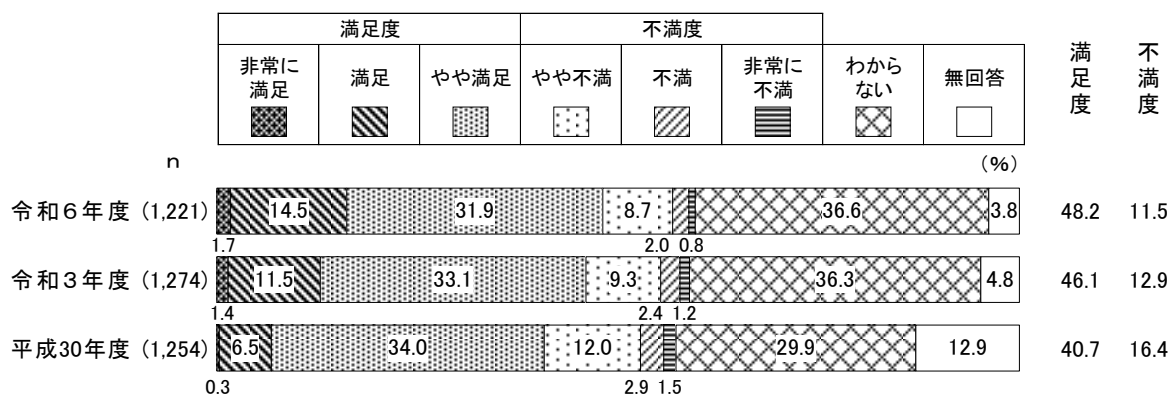
○満足度は48.2%、不満度は11.5%となっており、満足度が不満度を36.7ポイント上回っています。満足度は前回調査より2.1ポイント増加し、不満度は前回調査から大きな変化はみられません。また、満足度指数は前回調査より上がっています。

○不満な理由については、「男女がともに働きやすい環境づくりや、仕事と家庭生活（子育て・介護など）の両立に対する支援が不十分」が48.6%で最も高く、次いで「男女共同参画に関する情報の提供が不十分」（28.6%）、「男女共同参画に関する学習機会の提供が不十分」（8.6%）の順になっています。

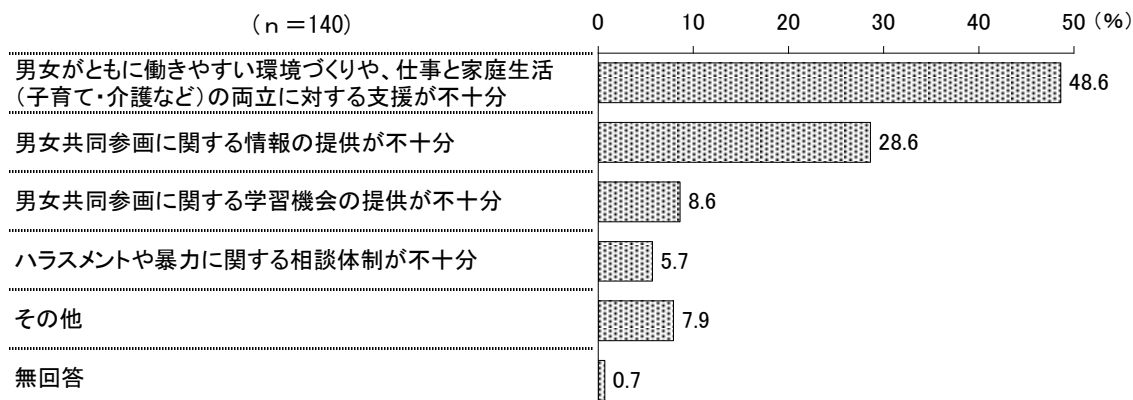
■満足度・不満度・満足度指数の経年変化



■施策評価の経年変化



■不満な理由



○不満な理由を性別にみると、「男女がともに働きやすい環境づくりや、仕事と家庭生活（子育て・介護など）の両立に対する支援が不十分」は女性（54.3%）が男性（40.7%）より13.6ポイント高くなっています。

一方、「男女共同参画に関する学習機会の提供が不十分」は男性（14.8%）が女性（3.7%）より11.1ポイント高くなっています。

○満足度・不満度を年齢別にみると、満足度は20～29歳で60.0%と高く、不満度は30～39歳で13.4%、60～69歳で13.3%となっています。

○年齢別で不満度が最も高い30～39歳の不満な理由は、「男女がともに働きやすい環境づくりや、仕事と家庭生活（子育て・介護など）の両立に対する支援が不十分」が65.0%となっています。

■満足度・不満度、不満な理由－性別・年齢別・居住地域別

		満足度・不満足度					(%)
		n	満足度	不満足度	わからない	無回答	
全 体		1,221	48.2	11.5	36.6	3.8	
性別	男性	460	47.2	11.7	38.0	3.0	
	女性	725	49.4	11.2	35.7	3.7	
	その他	7	28.6	14.3	57.1	－	
年齢別	18～19歳	2	50.0	－	50.0	－	
	20～29歳	85	60.0	9.4	29.4	1.2	
	30～39歳	149	50.3	13.4	34.9	1.3	
	40～49歳	212	51.9	12.7	34.4	0.9	
	50～59歳	261	47.1	10.7	40.2	1.9	
	60～69歳	226	44.7	13.3	39.4	2.7	
	70～79歳	243	45.7	9.1	35.8	9.5	
80歳以上		13	46.2	－	38.5	15.4	

(%)							
不満な理由							
n	が不十分 （生活の両立に 対する支援）	環境づくりや、仕事と家 庭生活への働きやすい	男女共同参画に関する情 報の提供が不十分	習機女共同参画に関す る学の提供が不十分	ハラスメントや暴力に 関する相談体制が不十分	その他	無回答
140	48.6	28.6	8.6	5.7	7.9	0.7	
54	40.7	31.5	14.8	1.9	9.3	1.9	
81	54.3	27.2	3.7	7.4	7.4	-	
1	-	-	100.0	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	
8	37.5	37.5	12.5	12.5	-	-	
20	65.0	20.0	5.0	5.0	5.0	-	
27	55.6	29.6	7.4	-	7.4	-	
28	42.9	32.1	-	10.7	14.3	-	
30	53.3	26.7	13.3	3.3	3.3	-	
22	31.8	31.8	18.2	4.5	9.1	4.5	
-	-	-	-	-	-	-	

6 令和6年度第4回富士見市アンケートモニター調査の結果

調査設計

調査対象：富士見市アンケートモニターに登録された市民等773名

調査時期：令和7年2月14日（金）～2月21日（金）

調査方法：Web調査

回収結果

配布数：763名（メール到達件数）

回収数：277名

回収率：36.3%

表記方法について（四捨五入など）

- ・小数点以下第2位を四捨五入して端数処理をしているため、内訳の合計が100%にならない場合があります。
- ・表の（n）という表記は、その項目の回答者数となります。

調査結果

問1. 「男は仕事、女は家庭」という考え方がありますが、あなたはどのように思いますか。

回答	n	割合
同感しない	186	67.1%
同感する	11	3.9%
どちらとも言えない	80	28.8%

問2. 「男女共同参画の社会づくり」への取り組みに対する重要度について、どう思いますか。

回答	n	割合
非常に重要である	97	35.0%
重要である	113	40.8%
少し重要である	42	15.2%
あまり重要ではない	21	7.6%
重要ではない	0	0%
全く重要ではない	4	1.4%

問3. 男女がともにあらゆる分野に積極的に参画し、活躍するためには、社会全体がどのようなことに取り組む必要があると思いますか。(あてはまるものすべてを選んでください)

回答	n	割合
男女ともに仕事や家事・育児・介護を担う意識の啓発を行う	201	72.6%
仕事と生活が両立できるよう、保育・介護にかかる施設・サービスを充実させる	213	76.9%
労働時間の短縮、在宅勤務やフレックスタイムの普及など、多様で柔軟な働き方ができるようにする	202	72.9%
育児休業・介護休業制度を取得しやすい職場環境づくりをする	183	66.1%
育児休業・介護休業中の手当でその他の経済的支援の充実をする	165	59.6%
出産・育児で離職した女性の再就職や起業などができるよう、仕事に関する情報の提供や支援をする	159	57.4%
配偶者・パートナーまたは恋人からの暴力の防止と被害者の支援をする	125	45.1%
職場・地域におけるセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどの防止と被害者の支援をする	134	48.4%
国・地方公共団体における審議会委員や管理職など、政策決定の場に女性が増えるようにする	121	43.7%
民間企業・団体等の管理職に女性が増えるようにする	107	38.6%
男女共同参画に関する情報提供、学習の機会を充実させる	96	34.7%
女性のライフステージ（妊娠・出産等を含む）に応じた健康づくりの支援をする	121	43.7%
特にない	8	2.9%
わからない	2	0.7%
その他（自由記述）	27	9.7%

問4. 男女共同参画にかかる富士見市の取り組みや、次にあげる言葉について、見た
り聞いたりしたことがありますか。

回答	知っている	見たことや 聞いたこと はある	知らない
富士見市男女共同参画推進 条例	37	74	166
富士見市男女共同参画プラン	32	84	161
男女共同参画ひろば「いっぽい っぽ」	16	48	213
男女共同参画講演会・セミナー	33	70	174
富士見市パートナーシップ 宣誓制度	45	76	156
ジェンダー	161	36	80
性別役割分担意識	73	52	152
ワークライフバランス	137	43	97
LGBT などの性的マイノリティ	159	34	84
デートDV	102	45	130

問5. 防災・災害復興対策で、配慮して取り組む必要があるものは何だと思いますか。
(3つまで選んでください)

回答	n	割合
授乳室や男女及び多様な性に配慮したトイレ、物干し場、 更衣室を設ける	190	68.6%
女性用品について、女性の担当者からの配布や、専用 スペースに常備する	154	55.6%
女性や子どもに対する暴力（性暴力を含む）防止のため、 暴力を許さない環境づくり	146	52.7%
被災者に対し、保健師や男女両方の生活支援員等の巡回訪問 を行う	93	33.6%
防災計画や、防災会議、対策本部へ女性を配置し、対策に 女性の視点が入る	134	48.4%
わからない	5	1.8%
その他（自由記述）	13	4.7%

問6. 女性が活躍する場を積極的に設けることによって、社会全体にどのような効果があると思いますか。(あてはまるものすべてを選んでください)

回答	n	割合
女性の視点を取り入れることができる	182	65.7%
社会のニーズに幅広く対応することができるようになる	159	57.4%
人材を有効に活用できる	159	57.4%
優秀な人材が確保できる	153	55.2%
社会の活性化につながる	141	50.9%
人口減少が進む中で、労働力の確保につながる	147	53.1%
社会全体の労働意欲が高まる	92	33.2%
男性も暮らしやすい社会になる	81	29.2%
特にない	8	2.9%
その他（自由記述）	20	7.2%

7 中間見直し版の策定について

- 第4次プランにおける施策の進捗状況や成果、本市における男女共同参画の状況および社会情勢の変化等に対応するため、現行プランの中間年にあたる令和7年度に、プランの見直しを行います。

8 中間見直し版策定の考え方

- ① 現行プラン（第4次）の中間見直しであるため、現行プランをベースとし、必要な追記・修正等を行います。
- ② 現行プランにおける施策の進捗状況等を踏まえるとともに、社会情勢の変化や法制度新設等を踏まえ、見直しを検討します。

令和4年度

- ・「富士見市パートナーシップ宣誓制度」の開始

令和5年度

- ・性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）が公布・施行

令和6年度

- ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」が施行（市町村計画の策定は、努力義務）
- ・埼玉県内の自治体間で、「パートナーシップ制度に係る連携に関する協定」を締結

- ③ 市民（市民意識調査、パブリックコメント等）、富士見市男女共同参画社会確立協議会、富士見市男女共同参画推進庁内委員会の意見等を踏まえ、検討します。
- ④ 評価指標の目標値については、達成状況を踏まえ、新たな目標値を設定するとともに、指標の新規追加や現状指標の削除は、必要性・妥当性を踏まえ、検討します。
- ⑤ 現在策定を進めている本市の総合計画である「第6次基本構想・第2期基本計画」との整合を図ります。
⇒第6次基本構想・第2期基本計画：令和8年度～令和12年度
- ⑥ 引き続き、中間見直し版の一部を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」に基づく市町村計画として位置付けるとともに、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づく市町村計画として位置づけます。
- ⑦ 引き続き、「持続可能な開発目標（SDGs）」の理念である「誰一人取り残さない」社会の構築を目指し、見直しを行います。
- ⑧ 国の「第5次男女共同参画基本計画」及び「埼玉県男女共同参画基本計画」（令和4年度～令和8年度）を勘案します。

9 中間見直し策定スケジュール（予定）

年度 月	事務局 (人権・市民相談課)	男女共同参画推進 庁内委員会	男女共同参画社会確立協議会 (審議会)
R7年度 4月		【第1回】 中間見直し版策定の概要	【第1回】 諮問 中間見直し版策定の概要
5月	令和6年度の進捗状況及び 中間見直しに向けた庁内照会		
6月	照会結果のまとめ 中間見直し版（案） の作成		
7月		【第2回】 中間見直し版（案）の検討	【第2回】 中間見直し版（案）の検討
8月		【第3回】 中間見直し版（案）の検討	【第3回】 中間見直し版（案）の検討
9月			
10月		【第4回】 中間見直し版（案）（パブリックコメント版）の検討	【第4回】 中間見直し版（案）（パブリックコメント版）の検討
11月	政策会議		
12月	パブリックコメント		
1月	パブリックコメント の検討		
2月		【第5回】 ・パブリックコメントの検討 ・中間見直し版（案）のまとめ	【第5回】 パブリックコメントの検討 ・中間見直し版（案）のまとめ ・答申
3月	計画冊子印刷		
R8年度 4月	男女共同参画プラン（第4次）中間見直し版スタート		

